

不当景品類及び不当表示防止法の課徴金制度導入に関する意見書

2014年（平成26年）8月29日

日本弁護士連合会

【意見の要旨】

当連合会は、消費者庁がこの度公表した「不当景品類及び不当表示防止法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（仮称）の概要」（以下「法律案概要」という。）に関して、以下のとおり意見を述べる。

なお、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）への課徴金制度導入は、速やかに実現させるべきである。

- ・「(1)対象行為」については、適切である。特に、不実証広告（景表法第4条第2項）についても、課徴金を賦課することが必要である。
- ・「(2)賦課金額の算定」については、「100分の3」という課徴金率は、不当表示の事前抑止のために十分な水準とはいえ、引き上げる方向で更に検討するべきである。また、導入後も実効性が不十分とみられる場合には、機動的に課徴金率の引上げが検討されるべきである。
- ・「(3)主観的要素」については、法律案概要の提案は適切である。
- ・「(7)被害回復」については、課徴金納付命令が予定される場合に、自主返金又は独立行政法人国民生活センターへの寄附を行うことにより、被害救済を図ることができるものとする事は相当である。

ただし、この寄附金の使途については、景表法上の不当表示による被害に限らず、他の法規による表示一般に関する消費者被害の回復や、消費者契約法等の規制する不当な契約問題による消費者被害の回復などにも利用可能な枠組みが検討されるべきである。

【意見及びその理由】

消費者庁は、内閣府消費者委員会が2014年6月10日付けで公表した「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について（答申）」を受け、この度、2014年8月26日付けで、「不当景品類及び不当表示防止法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（仮称）の概要」（以下「法律案概要」という。）を公表した。

当連合会は、かねてより、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）の課徴金制度導入に関し、2011年8月以降、幾度も意見書及び会長声明を公表し、その速やかな実現を求めてきたところであり、その制度設計に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、同法律案は当連合会が求めてきた景表法に課徴金制度を導入するものであり、景表法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）に関する衆議院及び参議院の附帯決議の趣旨に沿い、次期臨時国会において、速やかに成立が図られるべきである。

1 「(1)対象行為」について

法律案概要の課徴金賦課対象行為の範囲は、適切である。

特に、不実証広告規制に係る表示について、課徴金を賦課できるものとしたことは相当である。近時、消費者庁が不実証広告として措置命令を発した、「二酸化塩素を利用した空間除菌を標榜するグッズ販売」の事例等をみても、合理的な根拠資料を有しないまま、優良誤認表示に該当する蓋然性の高い表示を行って顧客を誘引する事業者の行為は悪質であり、その取引によって得た不当な利得を課徴金によって剥奪する必要性は、極めて高く、これに課徴金を賦課することが必要である。

一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を提出することによって、不当表示の推定を覆すことができるとした手続も、相当である。

2 「(2)賦課金額の算定」について

課徴金率を不当表示の対象商品の売上げの「100分の3」とする点は、①不当表示を事前に抑止し消費者の利益を擁護するためには、不当表示によって得られた違法な収益を事業者の手許に残さないといえる程度の金率、すなわち、少なくとも、各業界における平均的な利益率を明確に上回る水準でなければならないと考えられること、②悪質事業者による不当表示の事例の中には、原価が僅少で、売上げの大部分が利益であるといえる事例も多々あること等に鑑みると、事前抑止のインセンティブとして十分な水準であるとはいいがたく、事前抑止効果を発揮し得るかには率直な疑問がある。

したがって、課徴金率を「100分の3」とすることの妥当性について、金率を引き上げる方向で更に検討するべきである。また、導入後も課徴金制度による不当表示規制の動向を見守りつつ、その実効性が不十分と認められる場合には、機動的に課徴金率の引上げが検討されるべきである。

3 「(3)主観的要素」について

不当表示による消費者被害が、違反行為者の故意・過失の有無を問わず生じ得

るものであることに照らすと、不当表示がなされた場合においては原則として課徴金を賦課することとし、違反行為者から、自らが注意義務を尽くしていたことの証明があった場合に限り、例外的に課徴金賦課の対象から除外するものとする制度は、相当である。

もつとも、注意義務を尽くしたかどうかは、事案に応じ実質的に判断されなければならない。違反行為者の反証は合理的なものでなければならないものであって、形式的な注意義務を尽くせば足りるとしたり、証明の程度を軽く設定したりすることがないように、十分な注意が必要である。

4 「(7)被害回復」について

(1) 不当表示に対して課徴金納付命令が予定される場合に、事業者に対して一定の猶予期間を与え、①公正・公平な実施方法による課徴金相当額以上の自主返金を行うか、②独立行政法人国民生活センターに対する課徴金相当額以上の寄附を行うことにより、課徴金賦課を免れる機会を与えとの制度枠組みは、消費者・事業者双方に実益のある消費者被害の回復に資する制度枠組みとして評価できる。

なお、違反行為に係る商品又は役務の購入者が特定できない場合又は特定できても取引額が不明な場合については、「課徴金制度における被害回復の制度設計案（イメージ）」中のステップⅡの寄附ができることを明確にすべきである。

(2) ただし、上記寄附と認められる条件として、「景品表示法に関する消費者被害の防止や回復のための活動への助成に充てることを条件とした寄附であること」とされている点は狭きに失する。法案化に当たっては、景表法上の不当表示による被害に限らず、他の法規による表示一般に関する消費者被害の回復や、消費者契約法等の規制する不当な契約問題による消費者被害の回復にも利用できる枠組みが検討されるべきである。

以上